

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職時の年齢が65歳未満であって、離職の翌日から翌年度末までの期間において、下記(1)または(2)として失業等給付を受ける方です。
(ハローワークでの手続きが必要です。)

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例: 倒産・解雇などによる離職)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例: 雇い止めなどによる離職)

※下記の方は軽減の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ・「高年齢受給資格者」 (離職時の年齢が満65歳以上の方)
- ・「短期雇用特例被保険者」 (季節的又は短期雇用を常態とする方)

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには どうすればいいですか？

下記のものを持参の上、国保・年金係または、各市民センターで申請してください。

- ・雇用保険受給資格者証(離職理由コード:11、12、21、22、23、31、32、33、34)
- ・届出人の本人確認書類
- ・世帯主及び離職者の個人番号がわかるもの (マイナンバーカード等)